

利用
できる方

出産後のお母さんが安心して赤ちゃんとの新生活が始められるように、

心身のケアや育児手技などのサポートが受けられる産後ケア事業を行っています。

吉田町に住所がある産後おおむね1年以内のお母さんで、お母さんと、赤ちゃんともに医療行為が必要ない方。

♡ 内容

種類	宿泊型	デイサービス型 (1回 120分以上)	デイサービス型 (1回 120分未満)	訪問型
内 容	(1) 母体ケア (健康状態のチェック、産後の生活アドバイス、心身のケア) (2) 乳房ケア (3) 沐浴・授乳などの育児指導 (4) その他必要とする保健指導			
利用回数	6泊まで	合計で7回まで		
自己負担額	1日 10,000円*	1回 2,000円*	1回 1,200円*	1回 1,400円*
	他に食事代などの別途費用がかかる場合があります			交通費別途要

※1 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等は自己負担の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

♡ 実施施設

施設名	住所	宿泊型	デイサービス型 (120分以上)	デイサービス型 (120分未満)	訪問型
前田産科婦人科医院	焼津市小屋敷 241-1	○	○	○	○
繭のいえ助産院		○	○	○	○
しのはら産科婦人科医院	島田市岸町 658-1	○	○	○	—
とみおか母乳ケア house	藤枝市水上 415-3	○	○	○	○
RUN 助産院	藤枝市泉町 34-9	○	○	○	○
まある助産院	牧之原市勝俣 2389-1	—	—	—	○

♡ 利用方法

① 健康づくり課へ利用についてご相談ください。(電話 0548-32-7000)

↓ 「産後ケア事業を利用したい」旨をお伝えください。担当保健師と面談の日を決めます。

② 担当者との面談

↓ 希望のケア内容や希望日を確認し、実施施設と日時などを調整させていただきます。

③ 健康づくり課へ事前に申請してください。



【申請に必要なもの】

・吉田町産後ケア事業利用申請書 ・母子健康手帳

④ ご自宅へ「吉田町産後ケア事業利用承認通知書」が届きます。



・当日までに予約をした実施施設へ持ち物等をご確認ください。
・日程変更やキャンセルする場合は、実施施設へ連絡してください。別途キャンセル料等が発生する場合があります。

⑤ 産後ケア事業を利用します。利用料金(自己負担額)は実施施設へ直接お支払いください。

